

■一定の所得金額以下の世帯に対する軽減基準所得早見表(令和8年度版)

世帯主、国保加入者および特定同一世帯所属者(国民健康保険から後期高齢者医療保険へ移行した旧国保加入者)の前年の所得合計額が基準以下の場合、**均等割・平等割額**が軽減されます。

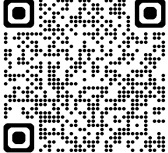
被保険者数	給与・年金 所得者数	7割軽減	5割軽減	2割軽減	◎一定の所得以下の世帯の軽減措置		
1人	0～1人	43.0万円	74.0万円	100.0万円	7割軽減	43万円+10万円×[給与所得者等の数(※1)－1]以下	
	2人	53.0万円	84.0万円	110.0万円			
2人	0～1人	43.0万円	105.0万円	157.0万円	5割軽減	43万円+31万円×[被保険者数+旧国保加入者数(※2)]+10万円×[給与所得者等の数(※1)－1]以下	
	2人	53.0万円	115.0万円	167.0万円			
	3人	63.0万円	125.0万円	177.0万円			
3人	0～1人	43.0万円	136.0万円	214.0万円	2割軽減	43万円+57万円×[被保険者数+旧国保加入者数(※2)]+10万円×[給与所得者等の数(※1)－1]以下	
	2人	53.0万円	146.0万円	224.0万円			
	3人	63.0万円	156.0万円	234.0万円			
	4人	73.0万円	166.0万円	244.0万円			
4人	0～1人	43.0万円	167.0万円	271.0万円			
	2人	53.0万円	177.0万円	281.0万円			
	3人	63.0万円	187.0万円	291.0万円			
	4人	73.0万円	197.0万円	301.0万円			
	5人	83.0万円	207.0万円	311.0万円			
5人	0～1人	43.0万円	198.0万円	328.0万円			
	2人	53.0万円	208.0万円	338.0万円			
	3人	63.0万円	218.0万円	348.0万円			
	4人	73.0万円	228.0万円	358.0万円			
	5人	83.0万円	238.0万円	368.0万円			
	6人	93.0万円	248.0万円	378.0万円			
6人	0～1人	43.0万円	229.0万円	385.0万円			
	2人	53.0万円	239.0万円	395.0万円			
	3人	63.0万円	249.0万円	405.0万円			
	4人	73.0万円	259.0万円	415.0万円			
	5人	83.0万円	269.0万円	425.0万円			
	6人	93.0万円	279.0万円	435.0万円			
	7人	103.0万円	289.0万円	445.0万円			

※1:給与所得者等とは、次のいずれかに該当する世帯主、被保険者及び旧国保加入者(特定同一世帯所属者)です。

- ・給与収入が55万円以上の人
- ・公的年金等収入が125万円(110万円+15万円)以上の65歳以上の人
- ・公的年金等収入が60万円以上の64歳以下の人

※2:旧国保加入者とは後期高齢者医療制度の適用により国民健康保険の資格を喪失した人で、その喪失日以降も継続して同一の世帯に属する人です。ただし、世帯主の異動があった場合は同一の世帯と見なされなくなります。

↓市ホームページ





◎その他の軽減(詳細は市HPをご覧ください)		
未就学児	均等割	1/2
旧国世帯の 单身国保加入者	平等割(介護除く)	1/2(後期移行後5年間)、1/4(その後3年間)
65歳以上の旧被扶養者	所得割	課税なし
	均等割&平等割	低所得軽減非該当世帯:2年間半額 低所得軽減2割の世帯:2年間所得軽減前の3割減額
非自発的	所得割	前年給与所得を30%減額して算定